

社会福祉法人北上市社会福祉協議会評議員の報酬に関する規則

平成29年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人北上市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として日額4,000円を支給する。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第4条 本会は、この規則をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人北上市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規則

平成29年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人北上市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 この規則において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給及び算定方法)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて報酬等を支給する。

2 役員等に対する報酬等の額は、別表のとおりとする。

3 役員等が、その職務のため理事会及び評議員会に出席、または職務のため出張したときは、別に定める本会職員旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 会長、副会長及び常務理事に対する報酬等の支給時期は、毎月15日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、本会職員の給与規程第5条第2項に準じた日とする。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金及び積立金等を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規則をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係） 役員等の報酬額

会長	月 額	50,000円
副会長	月 額	10,000円
常務理事	月 額	180,000円
理事及び監事	日 額	4,000円

(注) 1 この表による日額報酬の支給は、出務日数に応じその都度支給する。

2 会長及び副会長が会議に出席したとき、又は出務したときは費用弁償として路程1キロメートルあたり37円を支給する。

3 会長及び副会長の報酬の支給にあたっては、会長は週1日以上、副会長にあつては月1日以上の出勤を原則とする。（関係機関及び団体等の諸会議や行事への出席を含む。）

なお、三役会、理事会、評議員会、監査会、各種委員会等に出席した場合の報酬は支給しない。

4 常務理事が事務局長を兼ねる場合は、事務局長の給与を支給する。

5 監事が監査に従事した場合は、この表に関わらず日額5,000円を支給する。